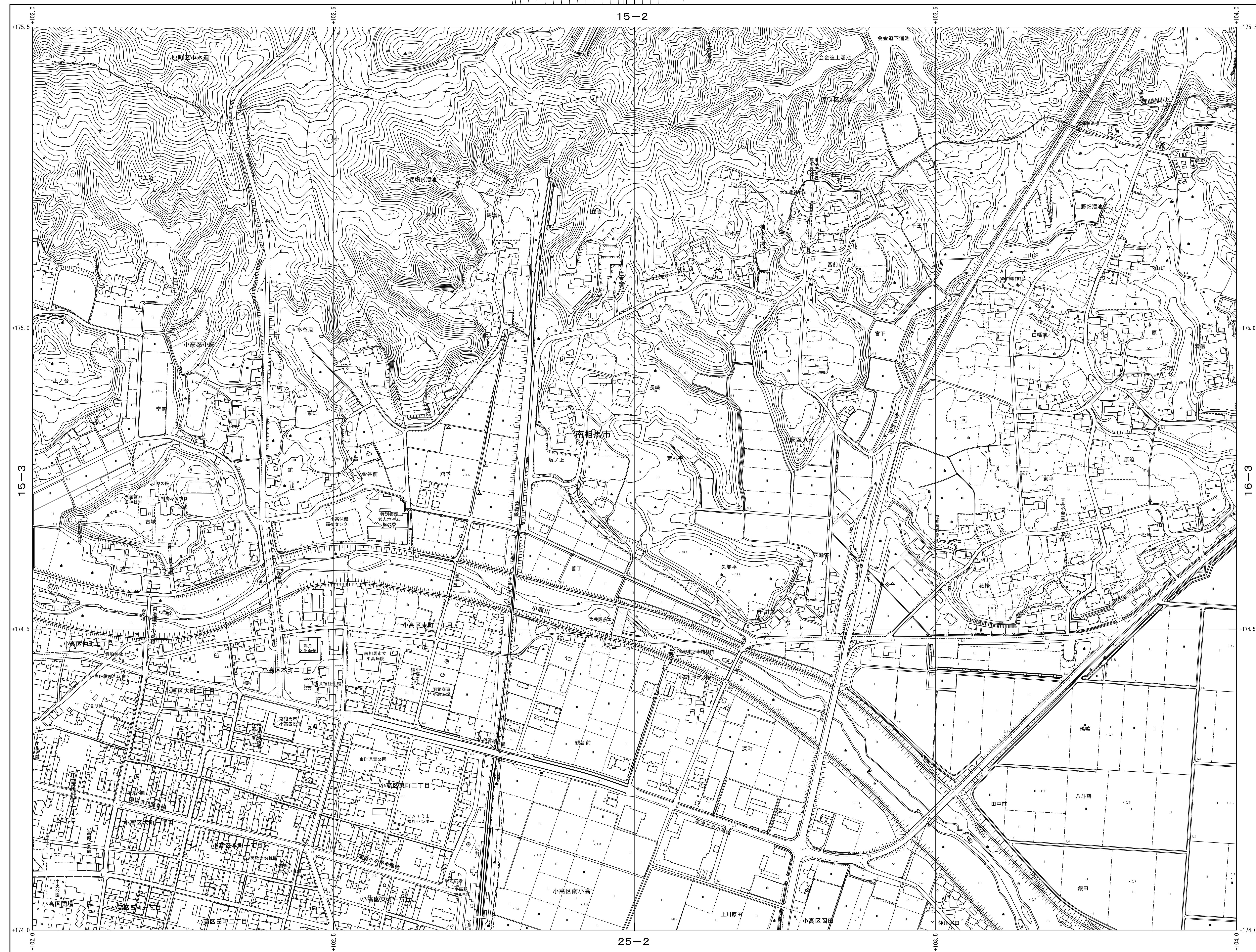
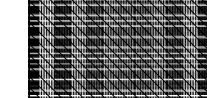


IX-EG 15-4

南 相 馬 都 市 計 画 図



IX-EG 15-4

15-1	15-2	16-1
15-3		16-3
25-1	25-2	26-1

記 号

[illegible][illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅹ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系(2011)による

IX-EG 15-4

平成 26 年 測量		撮 影	平成 25 年 9 月
		現 調	平成 26 年 3 月

撮	影	平成25年	9月
現	調	平成26年	3月

撮	影	平成25年	9月
現	調	平成26年	3月

1 : 2 , 5 0 0

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平26 東公 第310号」

測量成果は、国土地理院長の承認を得て
「管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平26 東公 第310号」

計 画 機 関 南 相 馬 市
作 業 機 関 国 際 航 業 株 式 有 限 公 司
許 可 なく複製を禁ずる。

計 画 機 関 南 相 馬 市
作 業 機 関 国 際 航 業 株 式 有 限 公 司
許 可 なく複製を禁ずる。

南 相 馬 市
国 際 航 業 株 式 会 社
許可なく複製を禁ずる。